平成２３年（フ）第４４５号
埼玉県坂戸市大字石井2325番地22
債務者　山口　　寛
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５８号
埼玉県坂戸市本町13番12号　コーポ市川201号室、前住所埼玉県鶴ヶ島市新町４丁目24番地15
債務者　竹田　　久
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８３号
埼玉県川越市大字小堤650番地７ハイツ東洋東205号室
債務者　河崎早弥加
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９１号
埼玉県熊谷市原島1097番地11
債務者　須藤　真浩
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５５号
新潟市江南区横越上町４丁目２番18号
債務者　小竹　寿恵
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２７号
新潟市中央区沼垂東４丁目２番13号
債務者　小柳多佳子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４３号
新潟市西区青山３丁目10番９号
債務者　増田さち子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
愛知県一宮市神山１丁目10番１号　神山ビル807号
債務者　福田江里子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番32―310号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番３―1110号
債務者　吉原多磨美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１１号
大阪府茨木市大住町４番15号、前住所大阪府寝屋川市松屋町13番８―403号
債務者　井水　準治
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０４号
大阪市西成区梅南１丁目４番４―405号
債務者　眞志田圭三
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６４号
大阪市西区境川１丁目５番27―309号
債務者　上杉　紀代
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１１号
大阪市生野区中川４丁目14番８号
債務者　松山安子こと　金　　安子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２１９号
大阪市中央区西心斎橋２丁目16番11―607号、前住所大阪府高槻市弥生が丘町22番10号
債務者　小西亜梨沙
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４９号
大阪市東住吉区中野１丁目４番８号
債務者　岡﨑佐旗子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４６４号
大阪市西成区山王１丁目５番26―401号、前住所滋賀県甲賀市甲南町野尻22番地
債務者　川島　政良
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９２号
大阪市福島区福島５丁目12番23号
債務者　斉藤　智子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部